

令和4年1月 健康保険法等一部改正について

1. 傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

2. 出産育児一時金支給額が見直されます

(原則総額は変更ありません)

出産育児一時金は被保険者や家族が出産したとき42万円の一時金が受けられる制度です。これには産科医療補償制度^(※)の掛け金が含まれていますが、制度改正により掛け金が1.6万円から1.2万円になったため、実質的な出産育児一時金は40.4万円から40.8万円になります。

【改正前】

40.4万円 (出産育児一時金) + 1.6万円 (掛け金) = 42万円 (総額)



【改正後】

40.8万円 (出産育児一時金) + 1.2万円 (掛け金) = 42万円 (総額)

(※) 産科医療補償制度とは分娩に関連して発症した重度脳性まひ児と家族の経済的負担を補償することなどを目的とした制度です。制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産(死産を含み、妊娠22週以降のものに限る)した場合は総額の42万円支給されます。妊娠22週未満の出産の場合や、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、40.8万円になります。

3. 任意継続被保険者に関する改正について

任意継続被保険者制度とは、退職後2カ月以上被保険者だった人が希望すれば最大2年間、引き続き健康保険組合に加入できる制度です。

(1) 任意脱退が可能になりました

任意継続の資格喪失事由に「任意継続被保険者からの申し出」が追加されました。任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失することが可能になりました。

(2) 保険料の算定方法の見直し

現在、任意継続被保険者の保険料は「①被保険者の退職前の標準報酬月額または②加入する保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のいずれか低い額」に保険料率を掛けた額とされています。今回の改正では、健保組合の財政状況等をふまえて退職前に高額給与が支給された者についても、退職前と同等の応能負担が適当な場合もあると考えられることから、健保組合の実情に応じて規約で定めるところにより「③全被保険者の平均の標準報酬月額を超える被保険者については、退職前の標準報酬月額とする」ことも可能となりました。

当健保組合では任意継続被保険者の保険料の算定方法の規約変更については未定です。

お問い合わせ先：住友ゴム工業健康保険組合 (TEL078-265-3059)